

社会福祉法人山口県社会福祉協議会 会員規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条による会員については、この規程の定めるところによる。

(正会員及び賛助会員)

第2条 会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、次の各号に掲げる資格を有するものとする。

- (1) 市町社会福祉協議会
- (2) 公私社会福祉事業施設及び更生保護施設
- (3) 社会福祉事業団体及び更生保護事業団体
- (4) 民生委員・児童委員等社会福祉奉仕者の代表
- (5) 社会福祉、保健衛生、社会教育関係公務員
- (6) 社会福祉、保健衛生、社会教育等に関係ある団体
- (7) 学識経験者

3 賛助会員は、本会の主旨目的に賛同して、入会したものとする。

(正会員の責務)

第3条 正会員は、本会定款第1条の目的に賛同し、目的達成のために必要な援助を行うとともに、相互に協力し、地域福祉の推進に努めるものとする。

(正会員の権利)

第4条 正会員は、以下の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 本会の事業推進に参画できること
- (2) 本会の事業計画、予算及び事業実績、決算に関する報告を受けること
- (3) 本会の作成する広報紙等の配布を受けること
- (4) 本会が主催する大会等の行事に参加すること
- (5) 本会が主催する研修事業について正会員の参加費（割引）で受講できること
- (6) 本会の情報提供媒体への広告掲載ができること

(入会手続き)

第5条 本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

2 前項の規定により入会の申込みがあった場合は、本会会長が入会の可否を決定し、理事会に報告するものとする。

(会 費)

第6条 会員は、別表に定める会費を毎年度納入するものとする。

- 2 特別の事情のある場合には、理事会の承認を経て、会費を免除することができる。
- 3 既に納入された会費は、過誤納による場合を除き、返還しない。

(退 会)

第7条 会員が次の各号の1に該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 解散または死亡したとき
- (3) 会費を滞納し、または納入の意思がないとき

- 2 前項第1条の申出は、会員退会届(様式第2号)を本会会長に提出するものとする。
- 3 会員の資格は、前項第1条及び第2項に規定する事由がない限り、自動的に更新されるものとする。

(除 名)

第8条 会員が本会の名誉を汚し、または主旨目的に反する行為があったときは、理事会の議を経て除名することができる。

附 則

この規程は、平成9年6月15日から施行する。ただし、現に会員であるものについては、第3条に規定する手続きを省くものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

別表

本会の会員は、会員規程第6条にもとづき、会費の年度拠出額は次の区分とする。

1 市町社会福祉協議会

- (1) 世帯割 1世帯×16.8円(千円未満四捨五入)
- (2) 人口割 市部 人口100,000人以上:300,000円
人口100,000人未満:200,000円
町部 人口に関わらず一律100,000円

上記(1)及び(2)の合算額とし、人口・世帯数は、5年に1回の国勢調査の確定値により算出し、次の国勢調査実施まで一律とする。

2 社会福祉事業施設及び更生保護施設

- (1) 入所施設 1施設 4,000円以上
- (2) 入所施設以外の施設 1施設 2,000円以上

3 社会福祉事業団体及び更生保護事業団体

- (1) 県社協内に事務局がある団体 15,000円以上
- (2) その他の団体 2,000円以上

4 民生委員・児童委員

- (1) 1人 100円

民生委員・児童委員数は、3年に1回の改選後の定数確定値により算出し、次の改選時まで一律とする。

5 その他正会員

- (1) 1人 1,000円以上

6 賛助会員

- (1) 1人又は1団体 5,000円以上